

広島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年八月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十三号

広島県会計規則の一部を改正する規則

広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第十六号中「第二条第一項第五号」を「第二条第五号」に改める。

第十条中「行なう」を「行う」に改める。

第三十二条第一項第六号中「及び子ども手当」を削る。

第三十二条の二第二項中「子ども手当」を削る。

第七十六条中「第二十九条第八項」を「第二十九条第九項」に改める。

第九十二条及び第九十三条を次のように改める。

第九十二条及び第九十三条 削除

第百六条及び第百七条を次のように改める。

第百六条及び第百七条 削除

第百十条第二項中「発令の日）」を「発令の日。次項において同じ。」に改め、同条第三項中「（後任者の発令の日が前任者の発令の日の翌日であるときは、前任者の発令の日）」を削る。

別表第一中

広島県	呉警察署
広島県	音戸警察署
広島県	江田島警察署
広島県	海田警察署
広島県	廿日市警察署
広島県	大竹警察署
広島県	竹原警察署
広島県	広島警察署
広島県	東広島警察署
広島県	安佐北警察署
広島県	安芸高田警察署
広島県	山県警察署
広島県	尾道警察署
広島県	因島警察署
広島県	三原警察署

を

広島県	福山西警察署
広島県	福山東警察署
広島県	福山北警察署
広島県	府中警察署
広島県	庄原警察署
広島県	三次警察署

に改める。

広島県	安佐北警察署
広島県	佐伯警察署
広島県	海田警察署
広島県	廿日市警察署
広島県	大竹警察署
広島県	山県警察署
広島県	呉警察署
広島県	広警察署
広島県	音戸警察署
広島県	江田島警察署
広島県	東広島警察署
広島県	竹原警察署
広島県	福山東警察署
広島県	福山西警察署
広島県	福山北警察署
広島県	尾道警察署
広島県	因島警察署
広島県	三原警察署
広島県	府中警察署
広島県	三次警察署
広島県	庄原警察署
広島県	安芸高田警察署

別記様式第三十号その2備考2中「~~たひのみ~~」を削り、同様式その3備考2中「~~児童手当及び子ども手当~~」を「~~及び児童手当~~」に改める。

別記様式第三十四号から別記様式第二十六号までを次のように改める。

様式第34号から様式第36号まで 削除

別記様式第六十一号その1備考2中「備考1, 2及び3」を「備考」に改め、同様式その3備考3中「, 児童手当及び子ども手当」を「及び児童手当」に改める。

別記様式第六十八号から別記様式第七十一号までを次のように改める。

様式第68号から様式第71号まで 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、平成二十五年九月二日から施行する。